

料 金 表 (UQ でんき)

でんき契約約款（中部電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、UQ でんき（UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ」といいます。）が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行う電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（UQ でんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDI が定めます。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、UQ でんき M（中部 D）および UQ でんき L（中部 D）といたします。

1 - 1 UQ でんき M（中部 D）（以下「種別 M」といいます。）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、中部電力の供給設備の状況等から中部電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、中部電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

でんき約款 9（供給電気方式、供給電圧および周波数）(1)によります。

(3) 契約電流

でんき約款 5（契約電流および契約容量）(1)によります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および 13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、14（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、14（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	780 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,040 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,300 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,560 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 14 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 89 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および料金 13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1 契約につき	235 円 00 銭

1-2 UQ でんき L（中部 D）（以下「種別 L」といいます。）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、中部電力の供給設備の状況等から中部電力が技術上

または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、中部電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

でんき約款 9（供給電気方式，供給電圧および周波数）(2) によります。

(3) 契約容量

でんき約款 5（契約電流および契約容量）(2) によります。

(4) 料 金

料金は、基本料金，電力量料金および 13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、14（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、14（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円 00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 14 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 89 銭

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

3 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

4 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

5 日割計算

- (1) KDDIは、4（料金の算定）(1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低月額料金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 4（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。

また、4（料金の算定）(2)の場合により日割計算をするときには、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) でんき約款8（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) 種別 M および種別 L の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (5) (2)の場合、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払い

- (1) 料金その他のでんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) KDDI は、料金等に係る債権を UQ または UQ モバイル沖縄株式会社（以下「UQ 沖縄」といいます。）に譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、KDDI および UQ または UQ 沖縄は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認を省略するものとします。
- (5) (4)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客さまと UQ および UQ 沖縄との契約内容に応じて、UQ でんき料金の請求に係る取扱い規約に定めるところによります。

8 最低利用期間

- (1) 種別 M および種別 L の最低利用期間は 2（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して 1 年間といたします。

- (2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、KDDI が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とします。

	税抜額
解約違約金	2,000 円

- (3) KDDI は、KDDI が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

9 延滞利息

お客さまは、料金等について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

10 違約金

- (1) お客さまがでんき約款 30（供給の停止）(2)もしくは八またはでんき約款 40（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。

11 承諾の限界および遵守事項

- (1) でんき約款 14（承諾の限界および遵守事項）(1)の規定に加え、中部電力株式会社または KDDI は、UQ または UQ 沖縄が提供するサービス（以下「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) でんき約款 14（承諾の限界および遵守事項）(2)の規定に加え、このでんき約款および料金表にもとづき供給される電気を使用しているお客さまは、他人になりすまして UQ サービスを利用してはならないものとします。

12 解約等

でんき約款 40（解約等）（1）の規定に加え、KDDI は、お客さまが、UQ サービス料金等の UQ または UQ 沖縄に対する債務を UQ または UQ 沖縄の定める期日までに支払われない場合、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

13 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4 月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから KDDI にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

14 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
------------	-------------

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間）
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。

	税抜額
1 キロワット時につき	21 銭 2 厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は KDDI の指定するホームページで公開いたします。

15 契約者等に係る情報の利用

KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、KDDI が定める個人情報取扱共通規約およびプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

個人情報取扱共通規約：

https://id.auone.jp/id/pc/legal/personal_terms.html

プライバシーポリシー：

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

附 則（実施期日）

この料金表は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。